

平和な社会生活への模索 (覚え書き)

——加害 - 被害の関係をめぐって——

The grope to a peaceful social life (A memorandum)

—— *Over relationships of the doing damage to and the damage* ——

加藤 暢夫 Masao Kato

(人間発達学部)

1 はじめに

私が昨今、気になっていると言うか、気にかけていることは、市民同士の間の人間関係のあり方、とりわけ犯罪の被害にあわれた方々への社会的援助のあり様を考えることが続いている。

本学の研究紀要でも司法福祉学会の報告でも、この関心からの報告が続いている。

今回は、同様な関心の下で、直接の犯罪事案から学ぶことにはならないと言えようが、「JR 尼崎列車転覆死亡事故」(以下「JR 事件 (事故)」; (事件としたのは、私見によるもので、混乱を避けるには「(事故)」と読み替えていただいかまわない。))と社会的には言われ、報道もされている事件を素材に「加害—被害」関係をこの事故被害者と JR、国、他との関係において読み取ることができると思われるところから、加害—被害のさまざまな動きを見つめながら、「加害—被害」関係を検討する一助にと考えて検討することとした。

まだ、この検討は、当事者からの聞き取り他を進めて行かねばならない途上にあるので、中間報告的であり、検討の覚え書き的なものとして報告をすることをお許し願いたい。

2 「4・25 ネットワーク」に学ぶ

(1) ここで、直接、犯罪、非行、触法の問題として認識されていないであろう事例 (「JR 尼崎列車転覆死亡事故」) を扱いながら、犯罪と刑罰、加害と被害という関係を考えると、言う手法を採用した。事件あるいは事故という予定外の出来事によって生じた加害、被害にとって共通である「現在」と「未来」という点から生じるさまざまな事象や問題を考えるには、犯罪と刑罰、その加害側と被害側のことを考えるには多くの参考となることがあるように思われるところから、この手法を採るものである。

加害—被害の間において、「現在」と「未来」という点では、全く違った道が横たわっている。この2つはお互いにとって、独立しているようでけして無縁な関係ではなく「相関」「相互関係」と言う双方向での「人間関係」として存在していく。

加害—被害の関係は、事件、事故発生前の「関係」の存在は「関係の存在」「無関係の存在」と区々であるけれども、それぞれの「過去」が存在していることは事実であって、この「過去」はある者には「無関係の存在」又は「関係の存在」であるかもしれないが、事件、事

故の発生の「現在」と「将来」に及ぼす影響は予想外の諸問題を生じさせる。このところが、加害—被害関係の支援において大きな検討課題であるだけでなく、双方当事者にとって問題や困難となって行かざるを得ない。

(2) 上述のごとき加害—被害との関係の中に存在する関係性を前提に「JR 尼崎列車転覆死亡事故」を検討する際に、まず、次のことが言えよう。

それは、「JR 事件 (事故)」を注目する一般的理由をあげるといくつか示すことができる。第一に、「JR 事件 (事故)」は、列車運転手の過失によって、通勤電車が転覆した。第二に、その結果、107 名の死者と多数のケガを負った方々が生まれた。

と、列車転覆事故のみに着目し、その因果関係をみると言うことも可能である。多くは、この方向で、JR と捜査当局はみてきていると言える。

一般に、若干、運転手の過失の背景に目を向けることができても、過密ダイヤやスピードにこだわった運転手の心理、精神状態くらいまでは、事故発生時期近辺のマスコミ報道を見聞する中で認識可能ではあるが、さしずめ、運転手の過失責任を軽減させたり、運転手への同情となり得る情報にはなり得ても、それ以上には広がったり深めたりすることは難しい。

ここを犯罪、非行、触法の事例に引き寄せれば、多くは捜査当局から流出された家族関係の不調とか学校生活での様々な情報とかがマスコミを通じて世間に広がる。これが、加害側への同情になったり、被害側の悲しみをより深める情報になったりと、事件 (事例) そのものの周りの情報として認識されて、審判や裁判が終結して行くのが通常である。

ところが、「JR 事件 (事故)」の発生後、最近までの経過を見ると、本来注目されるべき課題が先の事項以上に深く、多面的なことを事件 (事故) 当事者の (重大事件を含めて破廉恥罪の被害者が遭遇することと類似している) 生き様の中に見いだせる。

その第一が、破廉恥罪で言えば、「どうして事件が起きたのか」ということを事件 (事故) にのみ注目することが一般であるが、「JR 事件 (事故)」では当日の列車運転手の個人問題としてのみ見つめていないことである。

第二に、事件 (事故) に関する捜査情報を被害当事者として捜査機関、企業、専門事故調査委員会等からしっかりと把握しようとする努力を行い、十分とは言えないかも知れないが重要な情報を当事者として把握し、その情報を下に、運転手の責任以上に事件 (事故) 責任があると思われる企業 (JR) に事件 (事故) 発生理由、事件 (事故) 理由が生じる構造・経営管理の課題さえも見つけ解明する動きをしていることである。(捜査機関や企業にそれぞれの社会的責任を求めている。)

第三に、捜査、調査、行政機関、企業それぞれに対して、それぞれの責任を名実ともに果たすように、第二で示した自らの調査や研究 (勉強) で得た情報や知識を提供して、活

用等をしていくように求めつつ、自らのさらなる情報収集や勉強や話し合いを続け、一定の時期に一定の見解などを公表して、市民、国民に自らが得た情報や知識を提供している。

第四に、第二、第三の動きは被害者の狭い範囲だけにしないで、現場従事者、類似事件（事故）の被害者、各種専門家らの協力を得つつ、その意見を尊重して、公共交通機関そもそのあり方、経営のあり方も問いながら、すすめられている。

第五に、この事件（事故）の直接の当事者である列車運転手は、事件当日、被害者らと同様に命を落としている。こうした被害当事者である身内の「追悼と安全のつどい」を継続開催し、被害者及びその家族の気持ちをお互いに大切に、私的な「式典」とはせず、広く市民に開いて実施されている。

第六に、被害者らは、個人の補償だけでなく、交通政策や公共交通機関のあり方、経営、監督機関等への具体的な「安全な交通機関」実現への提言や提案など社会的な訴えを行っている。

上記6つの注目点は、破廉恥罪の重大事件等の被害者らの動きには、現実問題としてなかなか生じにくい状況でもある。

その理由は、多くは事件当事者の一方である加害と被害の関係を「個と個」の関係の中で理解しようとする。さらに、事件の実態を含めて被害者は心から知りたいと願いながらも捜査機関（最近、起訴後被害者として捜査資料への関与が可能にはなったが）の情報へのアクセスは現実的には大変苦勞、時間、心勞が伴う作業である。その結果としては捜査機関任せになってしまう傾向は大きいと言える。まして、加害者を個人（共犯があったとしても）対個人の関係の下で、加害者個人の性格や行動傾向、少し広めて家族関係、家族の子育ての有様、勤勞傾向や状態、交友関係の状況等位には、広がった情報を被害者あるいはその関係者自身の努力の中で情報を見いだして行くのはあり得ても難しいことである。

捜査中であれば、捜査機関—警察としても報道機関にはリークという手法で情報が出されるとしても、これらを具体的に公表することをはばかったり、捜査意図等に添って情報提供がある。被害関係者は、こうした状況の下で公的機関から疎んじられたように受けとめる要素としてこうした状況は作用する。被害関係者は、昨今法制度の整備のあるもとでいくら加害者の氏名等可能な情報を公的に示されても、本来、被害関係者が欲しい「どうしてこんなことが起こったのか」という核心、「どうして自分（自分の身内）が被害にあわねばならなかったのか」などと言うことにつながる情報ではないので、いらだちを強めざるを得ない。

現在、一般に行われている被害者（含む関係者）が情報を得るには、起訴後にやっと関係記録の閲覧ができるが、「JR 事件（事故）」の被害関係者は、加害関係者の起訴以前から多くの事件の捜査以上に厳密な事故調査委員会^{*11}の事故調査が行われた。その結果の

公表は、情報量としても、調査の質、水準を含めて高度なものであること、この情報が被害関係者らに提供されていることは、いくら委員会事故報告書は不十分であるとも言われながらも、また、JR 側への漏洩事件という被害者らにとっては二次被害を負わせられた事件も発生しているけれども、一般の破廉恥罪の被害側の方々に比して比較にならない情報量である。

先に示した 6 点は、示した以上の質と広がりをもって、破廉恥罪の被害側の活動への参考となると言える。それは、捜査機関の捜査、捜査機関と被害者及び関係者との関係の有り様、市民自身の被害問題への取り組みと係わりの持ち方の有り様についての問題、課題などである。

このように考えると、捜査情報へのアクセスを被害者及び関係者として求めるのは当然であり、まず、捜査機関が対応業務として設定することが求められる。現在、「加害者氏名と住所」や未解決事件の捜査状況の連絡の範囲^{*12}等示されている。しかし、その対応には、加害側さえもが事件の真相を把握できなくて右往左往している段階から被害弁償を求められてなおさら混乱が生じる等、逆に事件早々に、本人の身柄が捜査機関の手中にあるうちに、被害側には公判対策と受けとめてしまう等と言う実態も見られ、加害—被害の状況に側した情報の提供の内容・方法・手法などの検討が求められる。即ち情報提供の仕方、あり方、扱い方、扱われ方等、なお、加害—被害関係をより損なわないような対応が捜査機関他の努力が提供する時期と情報提供の範囲・内容の検討などとともに必要と思われる。

ところで、「JR 事件 (事故)」では、何よりも事件の加害—被害の視野が極めて広いことには注目せねばならない。

一般に重大事件の被害者は、個人としての被害問題を犯罪と刑罰、そして司法制度の枠の中で生じた事件としての責任を見る傾向がある。このことは、殺人や傷害など破廉恥罪の被害者として当然な心理、精神のメカニズムである。「JR 事件 (事故)」の被害者のさまざまな動きを通じてみられることは、事件 (事故) による被害者個人としての重大事件被害者と同様な心情を持って臨んでいる。つまり、加害側への強い「うらみ」「許せない」という感情をいだきつつも「真相究明」「再発防止の徹底」^{*13}を求め、さらに「遺族や負傷者として一日も早く自らの生きる新しい筋道を見出すとともに、利用者や沿線地域

*11 航空・鉄道事故調査委員会

*12 「被害者連絡実施要領の改正について」平成 18 年 12 月 7 日通知「連絡対象者は、…警察署長が必要と認める事件の被害者等」とされ、「被疑少年の健全育成を害するおそれ」否認・余罪がなどのある場合は「捜査に支障を及ぼす場合は、連絡による捜査への支障がなくなった段階で連絡」と妥当性のある制限もみられるが、なお、捜査機関の恣意を残すものになる虞がある。

*13 4・25 ネットワーク発信文書 No.1 「慰霊と安全のつどい」についての質問状

の方々の精神的負担や重圧の軽減に寄与して行きたい」と「被害者としての社会的責務を認識」^{*14}をもしている。ですから、「JR 事件（事故）」被害者に向けて行われた「事故調査委員会」（以下「事故調」）の経過報告説明会の開催を、「負傷者や利用者にまで拡げて、開催していただく」^{*15}きたいと要望する声をあげている。

このことは、「JR 事件（事故）」以後の被害側の方々の動きや心情のあり方に大きく関わってくるように思われる。例えば、「事故発生直後に救助、救済活動を行っていただいた方で…精神的負担を負い続けておられる方に対する支援も軽視できない」^{*16}との被害認識を広く認識もしている。破廉恥罪で言えば、捜査官、裁判官、刑務官他らに与える心理、精神的影響さえ事件が与える影響として視野に入れているということである。

さらに、個々の被害者が孤立しがちなところに連絡を取り合い、その時期、その都度必要な情報の交換を行うだけでなく、「JR 事件（事故）」の企業責任を被害者同士で確認をしつつ、「妻の了解のないままに、亡き夫の源泉徴収票や戸籍謄本を、夫が勤めていた会社や夫の両親を経由して入手」^{*17}した JR の遺族担当者の行為を公に批判しつつ、道義的で真摯な対応を求める等、大変きめ細かな動きさえ行っている。

もっとも、重大事件の多くの被害者との大きな違いは、転覆事故が発生した原因解明をさまざまな専門家、関係者らと一緒にたづまびらかにし易いこと、西日本旅客鉄道株式会社にも原因解明などを求め、事故調にさえ 4・25 ネットワーク自身の見解を示して、より科学的で事故発生理由と再発防止への努力を、捜査機関にも同様の努力をさまざまな立場をもつ被害者を尊重しながら求めている^{*18 *19}。

この立場と視点は、とかく破廉恥罪の被害者の中にありがちな、直接的な加害者（＝実行犯）のみに事件の原因などを求める傾向とは大きく違い、事件の背景・経緯・社会経済的關係さえもみつめつつ、事件を理解するものであることに注目せねばならない。

（3） さて、ここで破廉恥罪の加害一被害の問題を考えるにあたって、犯罪被害者の当事者でつくる自助組織は、全国にいろいろあるが、その代表格である「あしたの会」の文書を探り上げて検討してみたい。

同会の規約第 4 条目的をみると、「(1) 被害者の権利の確立 (2) 被害の回復制度の確立 (3) 被害者および近親者に対する支援 (4) 被害者問題についての啓発活動 (5) その他前

*14 4・25 ネットワーク発信文書 No.6 要請書（対国土交通大臣宛）

*15 14 に同じ

*16 14 に同じ

*17 4・25 ネットワーク発信文書 No.14 抗議ならびに釈明要求書（対 西日本旅客鉄道株式会社社長宛）

*18 4・25 ネットワーク発信文書 No.20 「尼崎脱線事故検証委員会」の設置を要望する（対 JR 西日本旅客鉄道株式会社 社長宛文書）、同 No.10 「申し入れ書」（対 航空・鉄道事故調査委員会、同鉄道部会長宛文書）、同 No.22 「申入書」（対 運輸安全委員会委員長、JR 福知山線脱線事故調査委員会委員長宛）

*19 4・25 ネットワーク発信文書 No.16 「要望書」（対 兵庫県警察本部長宛）、同 No.19 「JR 尼崎脱線転覆事故捜査への要望」（対 神戸地方検察庁宛）、同 No.16 「審査申立書」（対 神戸検察審査会宛）等

各号に関連する事項」^{*20}とあって、2010年同会が明らかにし、4月19日付けで内閣府第3回基本計画策定・推進専門委員等会議に提出した「生活保障型」の補償のイメージ図＝「全く新しい被害者補償制度（案）」には、金銭補償の一時金を土台とし、生活保障としての年金をおいて、「現物給付（無料）」（治療・付き添い看護・交通（費）・カウンセリング、義足、住宅改造等の環境整備、ハウス）を「全く新たな「生活保障型」の被害者補償制度」として提案がされている。

「JR 事件(事故)」「あすの会」と言う当事者として「事件」「事故」かの認識の違いはあるが、あすの会の「全く新しい被害者補償制度（案）」は犯罪を契機にした被害者補償・保障を、国民の生活緒困難を解決するさまざまな社会政策、社会福祉政策、社会保障政策とは別立てで、保障制度を創設するとの提案を行っている。社会保障、社会福祉政策の不十分さを改善・拡充することとその中へ犯罪被害の問題も加える等と言う課題の設定ではない。むしろ、社会福祉、社会保障、社会政策、国政の有り様を大きく変える可能性をはらんだ提案と言える。

さらに、特徴は、犯罪被害者への支援で重要と思われる犯罪がなされたその時点に近い時期＝急性期への支援への着目の弱さを痛感する。確かに「被害者の権利」の確立とされているから、これらの中に総体として含まれることなのかも知れないが、あすの会の趣意書に「一生立ち上がれないほどの痛手を受けながら、偏見と好奇の目にさらされ」る被害者と自己規定しれながらも、この時期の被害者が落ち込み、抱え込み、奈落の底に落とされたような感情と体験をすることへの具体的な提案がみられないことは、大変不自然というか、切実さの実感がどうなのだろうと思えるところはないとは言えない。むしろ当事者として明確に主張をすることで、被害経験のない人々の共感と連携を深められる内容になっていくものであろう。

根源的主張としての「被害者の権利」という時に、理論構成として基本的人権との関係で、生存権、教育権、労働権等と言う現代人が生まれながらにしていると言われる「人権」との関係で、どのような位置に「被害者の権利」がおかれ、どのような実態を権利として認めて法定化するのが明確でないように思える。確かに、2003年3月に「3研究会を発足」とHP^{*21}上で公開された「訴訟参加」と被害者の権利を憲法に付加することの検討、経済的被害回復の「補償制度」を検討して、2004年7月8日に「訴訟参加制度案要綱」を、2005年10月28日に、「附帯私訴制度案要綱」をそれぞれ公表し、2007年6月20日刑事訴訟法等の一部改訂へと結びつけている。これに関して、日弁連会長の声明では、「被害者参加制度は、…犯罪被害者等の心情を被告人に伝える手段として、既に認められている

^{*20} <http://www.navs.jp/>（あすの会のHP）

^{*21} あすの会 HP 活動報告 (<http://www.navs.jp/report/report.html>)

意見陳述制度に加えて、さらに、犯罪被害者等による尋問や求刑ができる制度を認めることは、客観的な証拠に基づき真実を明らかにし、被告人に対して適正な量刑を判断するという刑事訴訟の機能を損なう」*22 との批判があるように、市民—国民の利益とも対立する虞さえあることの提案を行ったとすることができる。

破廉恥罪の被害それも重大な事件の被害にあわれた方の生活を思うとき、子どもさんが残されればどうなのであろうか。事件でご両親が不在となれば少なくとも児童養護施設等が充実して高等教育が得られるような体制であることが必要であろう。実際の父母が事件で不在となったならば父母が健在であればしっかりと抱かれ、時に叱られ、野山や川や海などで楽しく遊べたであろうことへの代替はどのように子どもさんに補償することができるであろうか。やはり児童福祉政策の充実・拡充なくして、こうした子どもらの権利は保障されないであろう。子どもの問題で言えば、一般児童福祉政策の拡充の中に位置づけることをなくして、遺児の幸せはありえるものだろうか。犯罪被害関係者のみ特別施策が必然とする理由を示されねば、国民の同意はないと言える。その他の補償・保障策も同様と言えよう。

3 おわりに

本稿は、2010年司法福祉学会で報告した要旨であるとともに、大きく変化がある司法制度とりわけ裁判員制度、国家とマスコミや市民との関係を含めて、子どもの非行や触法さえもが、人の尊厳さえ無視する制度「改革」や運用がどんどん深まっていることを痛感する一人として、国民として他人の人権を否定した犯罪・非行・触法という行為への国家としての対処方法を法制度としてどうあるべきか、その根柢にある人権感覚はどうあるのが今の時代に生きる我々に求められているのか、言ってみれば自分自身の生き方を問われている思いが強い今日この頃、上記のような関心を解明する試みの覚え書きとしてまとめたものであることをつけ加えて終わる。

*22 日弁連会長声明集 「被害者の参加制度新設に関する会長声明」<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/070620.html>